

第13回定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示事項

■事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況

■連結計算書類

- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

サントリー食品インターナショナル株式会社

法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ホームページ
(<https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>) に掲載
することにより、株主の皆様に提供しているものであります。

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について次のとおり決議しております。

(1) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員その他これら者に相当する者（以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「人と自然と響きあう」という企業理念を共通の志として、国際的企業市民としての自覚をもとに、市民社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土を何よりも重視し、当社グループの取締役、執行役員及び従業員等一人ひとりが、企業市民として、社会的な倫理の上に組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
- ② 上記理念の実践のため、サントリーグループ企業倫理綱領に基づき、法令遵守・社会倫理の遵守を当社グループの全ての取締役、執行役員及び従業員等の行動規範とする。取締役及び執行役員は、法令・定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
- ③ 当社グループの取締役、執行役員及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、リスクマネジメントコミッティにおいて、当社グループ全体のコンプライアンス活動の推進を行い、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。また、コンプライアンス担当部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
- ④ リスクマネジメントコミッティは、審議内容及び活動を、適宜、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

- ⑤ 取締役及び執行役員が当社グループのコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにリスクマネジメントコミッティに報告するものとする。また、コンプライアンス・ホットラインを社内・社外に設置し、当社グループの従業員等がコンプライアンス上の問題点について、直接報告できる体制とし、情報の確保に努めた上で、報告を受けたリスクマネジメントコミッティは、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を取り、再発防止策を策定し、当社グループ全体にこれを実施させるものとする。
- ⑥ 必要に応じて、当社子会社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の関連部署は、必要に応じて、当社子会社に対する助言、指導又は支援を実施するものとする。
- ⑦ 必要に応じて、当社子会社に監査役を派遣し、監査を実施するものとする。
- ⑧ 内部監査部門を設置し、当社グループのコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。内部監査部門はその結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。
- ⑨ 当社グループの財務報告の適正性の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
- ⑩ 取締役及び執行役員は、当社グループにおいて、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に従い保存・管理するものとする。
- ② 上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- ③ リスクマネジメントコミッティにおいて、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定されるものとする。

- ② 業務執行におけるリスクは、各業務執行取締役及び執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとする。
- ③ グループ経営上重要なリスクは、リスクマネジメントコミュニティ及び品質保証委員会において、当社グループ全体の業務遂行上のリスク及び品質リスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとする。
- ④ 新たに生じたグループ経営上重要なリスクについては、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ業務執行取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの経営の基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
- ② 当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員等が共有すべき全社的目標を定め、担当取締役は、全社的目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための効率的な方法を定める。
- ③ 担当取締役は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならないものとする。
- ④ 各取締役の業務執行の適切な分担を実施し、責任権限規程に基づき、効率的な意思決定を図るものとする。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社子会社の業務執行の状況については、定期的に取締役会において報告されるものとする。
- ② 当社子会社を担当する業務執行取締役及び執行役員は、隨時当社子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
- ③ 責任権限規程において、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。
- ④ 内部監査部門は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。

(6) その他の当社並びにその親会社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社を含む当社グループ間の取引については、取引の実施及び取引条件の決定等に関する内部手続を定め、これらの取引の客觀性及び合理性を確保する。特に、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保するよう留意する。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。内部監査部門の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ② 内部監査部門の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(8) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、隨時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
- ③ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。
- ④ 内部監査部門及びリスクマネジメントコミッティは、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。

- ⑤ コンプライアンス担当部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行うものとする。
- (9) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。
 - ③ 監査等委員会は、当社子会社の監査役（若しくはこれらに相当する者）又は内部監査部門との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
 - ④ 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

(1) 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

- ・当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定を行っています。
- ・取締役会を12回開催し、中期経営計画、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティ経営の推進等の様々な経営課題、業務執行について活発な議論を行いました。
- ・取締役会において、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行いました。

(2) リスクマネジメント体制に関する運用状況

- ・リスクマネジメントコミッティを定期的に開催し、当社グループのリスク抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。2020年度に続き、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な蔓延に際し、従業員の感染状況、勤務体制及び事業遂行状況をモニタリングし、事業への影響を最小限にとどめるための活動を行いました。
- ・品質リスクについては、品質保証委員会を定期的に開催し、当社グループにおける品質リスクの抽出と再発防止・未然防止の推進、更に品質リスク低減活動と結果のモニタリングを行いました。
- ・サステナビリティ委員会においても、サステナビリティに関するリスクについて審議しました。
- ・リスクマネジメントコミッティ、品質保証委員会及びサステナビリティ委員会の活動内容は、取締役会に報告されました。
- ・情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた各種社内規程を整備しています。また、リスクマネジメントコミッティにおいて対応策を審議するとともに、当社グループ各社にて、情報管理に関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組みを行いました。

(3) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・サントリーグループ企業倫理綱領の遵守を目的とした研修等を実施しました。
- ・法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的に、内部通報の窓口として、コンプライアンス担当部門、法律事務所・内部通報専門業者等の外部の窓口及び監査等委員会を設けています。これらの窓口の存在については、当社グループイントラネットへの掲載等により、国内外の当社グループの従業員に周知をしています。
- ・通報・相談に対しては、リスクマネジメントコミッティ（監査等委員会窓口への通報・相談に対しては、監査等委員会）の指示に従い、関連部署が責任をもって事実を調査し、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。また、通報者の不利益取扱いを禁止した社内規程を策定しています。なお、当社グループの内部通報制度「グループ内ホットライン窓口」は、「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」に登録されています。
- ・リスクマネジメントコミッティを中心に、当社グループにおける反贈収賄の活動等のコンプライアンス上の課題及びその対応策についても確認し、議論を行いました。
- ・国内では、コンプライアンス経営の浸透度を確認するとともに、良き職場風土の更なる醸成を図るため、従業員の意識調査を実施するとともに、意識調査の結果は、取締役会に報告されました。

(4) 監査等委員会に関する運用状況

- ・監査等委員会は、取締役会付議事項を事前審議し、取締役会において監査等委員会として意見表明が必要と判断した場合には、意見表明を行っています。また、各監査等委員も、それぞれの専門的知見から取締役会において意見表明が必要と判断した場合には、意見表明を行っています。
- ・常勤監査等委員は、リスクマネジメントコミッティ等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について、他の監査等委員に対して適時、適切に共有しています。
- ・監査等委員会は、常勤監査等委員を中心に、内部監査部門と協働して、監査を行っています。監査計画に基づき、現場の活動を理解したうえで、コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント、内部統制の有効性について監査し、直接各エリアの経営陣に、監査結果を踏まえた提言を行い、経営品質向上に貢献しました。
- ・監査等委員、経営企画部門担当役員によって構成されるグループ監査委員会を定期的に開催し、各エリアの経営陣から、監査等委員会が提言した事項の改善状況につき報告を受け、各事業が内部監査の結果を経営品質向上に繋げるためのモニタリングを行いました。

(5) 内部監査に関する運用状況

- ・当社及び当社グループ各社の内部監査部門は、年間の監査計画に基づき当社及び当社グループ各社の監査を実施しました。
- ・内部監査部門は、取締役会に対し、活動計画及びその進捗を定期的に報告するとともに、内部監査結果について取締役に直接報告を行い、取締役との連携を行っています。

(6) 親会社等との取引

- ・当社は、一般株主の方々の利益を保護するための体制として、特別委員会を設置しています。
- ・特別委員会は、サントリーグループとの取引・行為等の公正性・透明性・客観性を確保するため、サントリーホールディングス株式会社を含むサントリーグループとの一定金額以上の取引、及び、ブランド・人材・重要な資産・情報等の当社の企業価値の源泉となる経営資源に関する取引・行為等（以下、あわせて「重要取引・行為等」といいます。）の必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性を検証し、取締役会へ答申を行っています。
特別委員会の委員は、その独立性・客観性を確保するため、サントリーグループからの独立性を有する者でなければならないこととしており、現在は、独立社外取締役3名で構成されています。
- ・サントリーグループとの取引・行為等については、社内規程に従い、取引・行為等を実施する部署において、また、法務部門及び財務・経理部門において、サントリーホールディングス株式会社からの独立性の観点も踏まえ、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について、事前に確認を行っています。更に、重要取引・行為等については、特別委員会の事前審議・答申を経た上で、取締役会において、その重要取引・行為等の必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について十分に審議した上で意思決定を行っています。
- ・事前の審議に加え、審議の内容に基づいた取引・行為等が行われているかどうかについて、社内規程に従い、法務部門、財務・経理部門、内部監査部門による取引・行為等の内容等の事後的なチェックと、監査等委員会による監査を実施しています。また、重要取引・行為等については、事後、特別委員会及び取締役会に実施状況を報告し、実施結果を確認しています。
- ・2021年取締役会では、重要取引・行為等に関して、事前の審議及び実施結果を確認するとともに、2022年度に実施予定の重要取引・行為等に関して審議の上、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性があるものとして承認されました。

連結計算書類 <IFRSにより作成>

連結持分変動計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計		
当期首残高	168,384	182,414	492,451	△0	△61,495	781,755	77,801	859,556
当期利益			68,676			68,676	14,353	83,029
その他の包括利益					34,256	34,256	5,353	39,609
当期包括利益合計	—	—	68,676	—	34,256	102,932	19,706	122,638
自己株式の取得				△0		△0		△0
配当金			△24,101			△24,101	△14,165	△38,267
非支配持分との取引		8				8	16	24
利益剰余金への振替			△28		28	—		—
所有者との取引額合計	—	8	△24,130	△0	28	△24,093	△14,149	△38,243
当期末残高	168,384	182,423	536,996	△0	△27,210	860,593	83,358	943,952

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、同項後段規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

子会社数は81社で、主要な会社はサントリーフーズ㈱、サントリービバレッジソリューション㈱、サントリー プロダクツ㈱、サントリービバレッジサービス㈱、㈱ジャパンビバレッジホールディングス、Orangina Schweppes Holding B.V.、Lucozade Ribena Suntory Limited、Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.、BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.、FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED、Pepsi Bottling Ventures LLCです。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社は7社です。

4. 会計方針に関する事項

(1) 連結の基礎

当社グループの連結計算書類は12月31日を期末日とし、当社及びその子会社、並びに関連会社及び共同支配企業に対する当社グループの持分により構成されています。なお、当連結会計年度末において、共同支配企業はありません。

子会社とは、当社グループが支配している企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスパートナー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していることとなります。子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めています。子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しています。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しています。子会社の非支配持分は、当社グループの持分とは別個に識別しています。子会社の包括利益について、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させています。

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業をいいます。関連会社への投資は、当初取得時には取得原価で認識し、以後は持分法によって会計処理しています。関連会社に対する投資は、取得に際して認識されたのれん（減損損失累計額控除後）が含まれています。

共同支配企業とは、当社グループを含む複数の当事者が経済活動に対する契約上合意された支配を共有し、その活動に関連する戦略的な財務上及び営業上の決定に際して、支配を共有する当事者すべての合意を必要とする企業をいいます。当社グループが有する共同支配企業への投資は、持分法によって会計処理しています。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しています。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定します。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しています。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しています。非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識していません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しています。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は处分グループ

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引コストは、発生時に費用処理しています。

(3) 外貨換算

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しています。各企業が財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レート又はそれに近似するレートを使用しています。当連結計算書類は当社の機能通貨である日本円により表示しており、百万円未満を切り捨てて表示しています。

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については原則として平均為替レートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に損益として認識します。

外貨建取引の期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しています。換算又は決済により生じる換算差額は、損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しています。

(4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、売上債権及びその他の債権を発生日に当初認識し、その他の金融資産を当該金融資産の契約当事者になった取引日に当初認識しています。金融資産について、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定する区分に分類する場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定し、以下の要件を満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産を保有している。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、償却原価で測定する金融資産について、実効金利法による償却原価で測定し、公正価値で測定する金融資産については、公正価値の変動額を損益として認識しています。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合及び公正価値が著しく下落した場合に利益剰余金に振り替えています。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の損益として認識しています。

(iii) 減損

償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しています。当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しています。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しています。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、営業債権等については常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っています。当該測定に係る金額は損益で認識し、減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を損益として戻し入れています。なお、連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

(iv) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止します。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。すべての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しています。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、損益を通じて公正価値で測定する金融負債について、売買目的保有的金融負債と当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の損益として認識しています。償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しています。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しています。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で再測定しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っています。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでいます。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的

に評価しています。

また、リスク管理目的は変わっていないものの、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的関係に変化が生じたため、ヘッジ比率に関するヘッジの有効性の要求に合致しなくなった場合には、適格要件を再び満たさよう、ヘッジ比率を調整しています。ヘッジ比率の調整後もなお、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合には、当該要件を満たさなくなった部分についてヘッジ会計を中止しています。

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、IFRS第9号に基づき以下のように分類し、会計処理しています。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係る公正価値変動は、損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融商品をヘッジ対象とした場合の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しています。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、損益として認識しています。ただし、その他の包括利益に表示することとした資本性金融商品の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しています。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに損益として認識しています。その他の包括利益に計上したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

予定取引又は確定約定の発生が見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えています。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しています。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。

(6) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれています。土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 : 5—50年
- ・機械装置及び運搬具 : 2—20年

- ・工具器具及び備品 : 2—15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(7) 無形資産

無形資産は、当初認識時に取得原価で測定します。無形資産は当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上します。

耐用年数が確定できる無形資産の見積耐用年数のうち、主要なものは以下のとおりです。

- ・商標権 : 10—20年
- ・ソフトウェア : 2—10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。耐用年数を確定できない無形資産については、償却是行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

のれんは、取得日時点で測定した取得対価、非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しています。のれんについては、償却是行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

(8) リース

リース開始日において、使用権資産は取得原価で、リース負債はリース開始日における支払われていないリース料の現在価値で測定しています。原資産の所有権がリース期間の終了時までに当社グループに移転する場合、又は使用権資産の取得原価が購入オプション行使することを反映している場合には、使用権資産を耐用年数で定額法により減価償却しています。それ以外の場合には、使用権資産を耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか短い年数にわたり定額法により減価償却しています。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

リース期間は、リース契約に基づく解約不能期間に行使することが合理的に確実な延長オプション、行使しないことが合理的に確実な解約オプションの対象期間を調整して決定しています。現在価値の測定に際してはリースの計算利子率もしくは追加借入利子率を使用しています。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、リース料総額をリース期間にわたって定額法又はその他の規則的な基礎のいずれかによって費用として認識しています。

(9) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいざれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に損益として認識します。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するよう配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、回収可能価額を見直し、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れます。

(10) 従業員退職給付

当社及び一部の子会社は、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を設けています。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しています。確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しています。過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しています。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、関連する役務が提供された時点で費用として認識しています。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

(12) 収益

当社グループは、飲料・食品の販売を行っています。通常は卸売業者等に物品を引き渡した時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得することで、当社グループの履行義務が充足されるため、物品を引き渡

した時点での収益を認識しています。収益は、顧客との契約において約束した対価から、値引、割戻、消費税等の第三者のために回収した税金、販売奨励金及び返品等を控除した金額で測定しています。なお、利息収支は、実効金利法により認識しています。

(13) 政府補助金

補助金交付のための条件を満たし、補助金を受領することに合理的な保証がある場合は、補助金収入を公正価値で測定し、認識しています。発生した費用に対する補助金は、費用の発生と同じ報告期間に収益として計上しています。資産の取得に対する補助金は、資産の帳簿価額から補助金を控除しています。

(14) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されています。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識する項目を除き、損益として認識しています。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定します。税額の算定に当たっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、期末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っています。

繰延税金は、期末における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しています。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上していません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識し、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識します。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直し、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しています。未認識の繰延税金資産は毎期再評価し、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識します。

繰延税金資産及び負債は、期末において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定します。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しています。

当社グループは、法人所得税の不確実な税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しています。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しています。

(16) 売却目的で保有する資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産及び資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する資産として分類します。売却目的で保有する資産は、減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しています。

(表示方法の変更)

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第45号）の公布に基づく会社計算規則の改正に伴い、同規則第102条の3の2第1項を当連結会計年度から適用したことに伴い、新たに「重要な会計上の見積り」に関する注記を記載しています。

(重要な会計上の見積り)

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の評価

(1) 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

のれん	255,599百万円
耐用年数を確定できない無形資産	369,190百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストにおいて回収可能価額を見積もっています。詳細は（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）(9) 非金融資産の減損をご参照ください。

回収可能価額は使用価値に基づき算定しており、使用価値は、経営者が承認した事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位及び資金生成単位グループの税引前加重平均資本コスト(WACC)により現在価値に割り引いて算定しています。

減損テストに用いる事業計画は、将来の売上収益及び営業利益に影響を与える各国の新型コロナウイルスの影響による経済活動の停滞からの回復見込みや、飲料市場の成長率に加え、ブランド別および家庭用・業務用等チャネル別の販売戦略、プロモーション戦略の効果の見積り等に基づき策定したものです。また、成長率は、資金生成単位及び資金生成単位グループが属する市場もしくは国における長期の平均成長率を勘案して決定しています。これらが実績と異なった場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響については、地域ごとに状況は異なるものの、事業は回復基調にあり、今後も回復していくと仮定しています。当該仮定に基づき、有形固定資産、無形資産及びのれんの減損や繰延税金資産の回収可能性等、会計上の見積り及び判断を行っています。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、今後、これらの見積りと将来の実績が異なる可能性があります。

(連結財政状態計算書)

1. 資産から直接控除した引当金	
売上債権及びその他の債権	1,133百万円
その他の金融資産	23百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）	500,032百万円

(連結持分変動計算書)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	普通株式 309,000,000株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項	

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	12,050	39.00	2020年12月31日	2021年3月29日
2021年8月12日 取締役会	普通株式	12,050	39.00	2021年6月30日	2021年9月9日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会決議	普通株式	12,050	39.00	2021年12月31日	2022年3月28日

(金融商品)

1. 金融商品の状況

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っています。

また、当社グループは、為替リスク又は金利リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しておらず、投機的な取引は行わない方針です。デリバティブ取引の実行及び残高等の状況の把握につきましては、当社グループのリスク管理方針に基づき財務部門にて行い、取引実績について隨時財務部門担当責任者に報告しています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクは、当社グループが保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。また、当社グループで為替リスクや金利リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引や、金融機関への余剰資金の預け入れについても取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されています。ただし、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っているため、信用リスクに及ぼす影響は限定的です。

当社グループは、事業及び国・地域ごとの与信管理に関する規定等に基づいて、取引先ごとに与信限度額を設定するとともに、期日管理及び残高管理を行っています。当社グループの債権は、広範囲の国・地域に広がる多数の取引先に対するものです。なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するに当たり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループは、流動性リスクの未然防止又は低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入等による間接調達のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っています。また、一時的な余剰資金は、短期的な預金等の安全性の高い金融資産により運用しています。

当社グループは、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、継続的にその計画に対する実績を確認することで流動性リスクを管理しています。また、金融機関より隨時利用可能な信用枠を確保しており、定期的に、それら信用枠を含めた手許流動性及び有利子負債の状況を当社の社長及び取締役会に報告しています。

(3) 為替リスク管理

当社グループはグローバルに事業活動を行っており、事業活動で外貨建てによる、原料・包材等の購入、商品輸出入等の売買取引、ファイナンス及び投資に関連する市場相場変動による為替リスクに晒されています。

当社グループは、外貨建ての資産と負債や未認識の確定契約が相殺されること、及び合理的に算定できる将来の予定取引を考慮の上、為替予約や通貨オプション等を利用して非機能通貨のキャッシュ・フローについて為替相場の変動によるリスクを回避あるいは抑制しています。したがって、為替リスクに晒されているエクスポージャーは僅少であり、当社グループにとって影響は限定的です。

(4) 金利リスク管理

当社グループは、営業活動や投資活動に係る資金調達に借入及び社債等を用いています。

変動金利の借入金は将来キャッシュ・フローの変動リスクに、また固定金利の借入金は公正価値の変動リスクに、それぞれ晒されています。

当社グループは、将来の金利リスクを軽減し支払利息の固定化及び公正価値の変動の軽減を図るために金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引及び金利オプション取引（金利キャップ・スワップション取引）をヘッジ手段として位置づけています。

その結果、当社グループでは金利リスクに対するエクスポージャーは限定的であり、金利リスクが連結損益計算書の税引前利益に与える影響は軽微です。

(5) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる市場価格の変動リスクに晒されており、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況を把握することでリスクを管理しています。

当連結会計年度末における市場価格の変動リスクが連結計算書類に与える影響は限定的です。

2. 金融商品の公正価値等

(1) 帳簿価額及び公正価値

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりです。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品及び重要性の乏しい金融商品は、下記の表に含めていません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
社債	49,901	50,276
借入金	115,446	116,151

(2) 公正価値の測定方法

① 債却原価で測定する主な金融商品

債却原価で測定する主な金融商品に係る公正価値の測定方法は下記のとおりです。

(i) 現金及び現金同等物、売上債権及びその他の債権、仕入債務及びその他の債務

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

(ii) 社債及び借入金

社債及び借入金の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。

② 公正価値で測定する主な金融商品

公正価値で測定する主な金融商品の測定方法は下記のとおりです。

(i) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブ金融商品（為替予約、通貨オプション、金利スワップ、金利通貨スワップ、金利オプション等）の公正価値は、取引先の金融機関から提示された価格に基づいて算定しています。具体的には、例えば、為替予約については、先物為替相場等によって公正価値を算定しており、金利スワップについては、将来キャッシュ・フロー額を満期までの期間及び報告期末日現在の金利スワップ利率により割り引いた現在価値により算定しています。

(ii) 株式

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しています。非上場株式の公正価値については、主として純資産に基づく評価モデル（株式発行会社の純資産に基づき企業価値を算定する方法）等により測定しています。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり親会社所有者帰属持分 2,785円09銭

2. 基本的 1 株当たり当期利益 222円25銭

潜在株式は存在しません。

(重要な後発事象)

当社は2022年2月9日付で、継続的に事業ポートフォリオを見直す中でオセアニアを中心にフレッシュコーヒー事業を展開しているSuntory Coffee Australia Limitedの全株式を、ユーシーシーホールディングス株式会社の子会社であるUCC ANZ MANAGEMENT PTY LTDへ約185億円で譲渡することに合意しました。

なお、本件譲渡は、必要な手続きを経て2022年12月期上期中に完了する予定です。

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類<日本基準により作成>

株主資本等変動計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	168,384	145,884	67,541	213,425	966	433	34,982	196,153	232,537	
当期変動額										
剰余金の配当								△24,101	△24,101	
当期純利益								31,576	31,576	
自己株式の取得										
固定資産圧縮積立金の取崩					△0			0	—	
特別償却準備金の取崩						△108		108	—	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	△0	△108	—	7,583	7,474	
当期末残高	168,384	145,884	67,541	213,425	966	325	34,982	203,737	240,012	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計	
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△0	614,347	35	△102	△67	614,279	
当期変動額							
剰余金の配当		△24,101				△24,101	
当期純利益		31,576				31,576	
自己株式の取得	△0	△0				△0	
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—	
特別償却準備金の取崩		—				—	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△5	268	263	263	
当期変動額合計	△0	7,474	△5	268	263	7,737	
当期末残高	△0	621,821	30	165	195	622,017	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 5～50年

機械及び装置 2～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、のれんは20年で均等償却し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(2) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当事業年度末では、年金制度に係る年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

主に繰延ヘッジ処理を採用しています。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しています。

(2) 繰延資産の償却方法及び償却期間

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しています。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(表示方法の変更)

(会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

(重要な会計上の見積り)

1. 時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の評価

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式：568,637百万円

主な関係会社株式は、株式会社ジャパンビバレッジホールディングス、Orangina Schweppes Holdings B.V.、Lucozade Ribena Suntory Limitedの株式で、これらの貸借対照表計上額は398,665百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を損失として計上する方針としています。なお、超過収益力を反映して取得した株式については、超過収益力の毀損が生じるか否かの検討として、取得価額算定の基礎となった買取時の事業計画と当事業年度までの実績数値及び当事業年度に策定された将来の事業計画との比較を実施しています。

事業計画については、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞からの回復見込みや、オペレーションの効率化による費用削減効果の見積りを含んでいるため、翌事業年度以降の実績と異なることがあります。実績が異なっていた場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

2. 関係会社貸付金の回収可能性

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

短期貸付金：81,229百万円（注）

関係会社長期貸付金：57,998百万円（注）

短期貸付金に係る貸倒引当金：269百万円

（注）主な内訳は関連当事者との取引をご参照ください。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社貸付金の評価は、当該関係会社の事業計画及び返済計画を基礎として、個別に回収可能性を検討しています。過去の経営成績または将来の事業計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性がある場合には、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。

事業計画については経営環境の変動に係るリスク等により、翌事業年度以降の実績と異なることがあります。実績が異なっていた場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響については、当社及び関係会社の事業は回復基調にあり、今後も回復していくと仮定しています。当該仮定に基づき、関係会社株式の評価、関係会社貸付金の回収可能性、有形固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等、会計上の見積り及び判断を行っています。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、今後、これらの見積りと将来の実績が異なる可能性があります。

(貸借対照表)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,077百万円

2. 保証債務

関係会社に対する債務保証を次のとおり行っています。

Suntory PepsiCo	61百万円
Beverage (Thailand) Co., Ltd.	
その他	14百万円
計	76百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したもの除外）

短期金銭債権	160,372百万円
短期金銭債務	51,071百万円
長期金銭債務	3百万円

(損益計算書)

関係会社との取引高

営業取引による 取引高	売上高 売上原価	349,241百万円 48,350百万円
	販売費及び一般管理費	24,431百万円
営業取引以外の 取引による取引高	営業外収益 営業外費用	13,254百万円 4百万円

(株主資本等変動計算書)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 31株

(税効果会計)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

子会社投資等に係る一時差異	7,972百万円
未払金	459百万円
退職給付引当金	1,050百万円
賞与引当金	758百万円
未払事業税	224百万円
その他	246百万円
繰延税金資産小計	10,711百万円
評価性引当金	△7,972百万円
繰延税金資産合計	2,738百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

前払年金費用	△1,177百万円
固定資産圧縮積立金	△426百万円
特別償却準備金	△143百万円
その他	△87百万円
繰延税金負債合計	△1,833百万円
繰延税金資産の純額	904百万円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額	2,013円00銭
2. 1株当たり当期純利益	102円19銭

(関連当事者との取引)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注 1)	科目	期末残高 (百万円) (注 1)
親会社の子会社	サントリーモノズクル エキスパート株 (現 サントリーホールディングス株)	なし	間接業務の委託	原材料立替払い (注 2)	—	買掛金	56,726
子会社	サントリーフーズ株	直接所有 100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注 3)	363,044	売掛金	74,674
子会社	サントリービバレッジ サービス株	間接所有 100%	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借 (注 4)	9,707	短期貸付金	9,707
				利息の受取 (注 4)	11	—	—
子会社	サントリープロダクツ株	直接所有 100%	製造業務の委託 資金の貸借 役員の兼任	委託加工料の支払 (注 3)	47,044	未払金	4,063
				資金の貸借 (注 4)	31,054	短期貸付金	31,054
				利息の受取 (注 4)	78	—	—
子会社	Orangina Schweppes Holding B. V.	直接所有 100%	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借 (注 4)	32,110	短期貸付金	12,129
						関係会社 長期貸付金	19,981
				利息の受取 (注 4)	134	その他流動資産	38
子会社	Lucozade Ribena Suntory Limited	直接所有 100%	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借 (注 4)	42,674	短期貸付金	4,657
						関係会社 長期貸付金	38,017
				利息の受取 (注 4)	510	その他流動資産	38
				資金の貸借 (注 4)	12,631	預り金	12,631
				利息の支払 (注 4)	0	その他流動負債	0
子会社	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	直接所有 100%	役員の兼任	有償減資 (注 5)	22,589	—	—
子会社	Suntory International Corp.	直接所有 100%	配当金の受取	受取配当金 (注 6)	4,561	—	—

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注1) 取引金額には消費税等を含めていません。資金の貸借以外の期末残高には消費税等を含めています。
- (注2) 外部の取引業者等に対する立替払いをサントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社（現 サントリーホールディングス株式会社）が実施したものであり、兄弟会社との直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しています。
- (注3) 価格その他の取引条件は、市場価格の実勢を勘案し、交渉の上で決定しています。
- (注4) 資金の貸借は、グループ会社貸付金制度等によるものであり、適用金利については、市場金利を勘案して決定しています。なお、取引金額については期末残高を記載しています。
- (注5) 有償減資は、子会社が行った減資を計上したものです。
- (注6) 配当金については、子会社の当期純利益から必要投資額等を控除した金額をベースに協議の上、決定しています。

(重要な後発事象)

(共通支配下の吸収分割取引)

当社は、2021年10月15日付の取締役会において、当社の子会社であるサントリービバレッジサービス株式会社を分割会社とし当社を承継会社とする吸収分割を決議し、2022年1月1日に会社承継を完了しました。当該吸収分割の概要は以下のとおりです。

1. 取引の概要

(1) 結合企業の名称	当社
(2) 被結合企業の名称	サントリービバレッジサービス株式会社
(3) 対象となった事業の内容	不動産管理事業及び機材運営管理事業等
(4) 企業結合の法的形式	サントリービバレッジサービス株式会社を分割会社とし当社を承継会社とする吸収分割
(5) 結合後企業の名称	名称の変更はありません。
(6) 取引の目的を含む取引の概要	経営効率の進化のために実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

当該吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(子会社株式の譲渡)

連結注記表「重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。